

第 6 6 回 兵 庫 県 国 土 利 用 計 画 審 議 会

令 和 3 年 2 月 1 9 日 (金)

兵 庫 県 土 地 改 良 会 館

第66回兵庫県国土利用計画審議会

令和3年2月19日（金）

兵庫県土地改良会館 6階会議室

開会 午前10時00分

○会長 それでは、ただいまから審議に入ります。

 本日の議案は、計画図の変更、諮問案件6件、報告案件7件、情報提供案件2件です。

 それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 土地対策室の岩根です。本日はよろしくをお願いします。

 本日は、土地利用基本計画の一部変更について、ご審議をお願いしたいと考えており、「計画図の変更」について、ご審議をお願いします。計画図は、先程会長からもご説明がありましたように、諮問案件6件、報告案件7件、情報提供案件2件を予定しています。

 先に全体像をお話しした方がいいと思いますので、参考資料1をご覧くださいければと思います。

 まず、諮問案件の6件についてです。右下の神戸都市地域の拡大の2件と、尼崎都市地域の拡大の1件は、海の埋め立てです。左側の福崎農業地域の縮小と加西農業地域の縮小は、市街化区域への編入。姫路森林地域の縮小は、太陽光発電設備の設置となっています。報告案件の7件については、諮問案件と色が異なっており、報告1と7は産業団地の整備。報告2、3、6が太陽光発電設備の設置。報告4はレジャー施設の整備。報告5は産業廃棄物処理場の整備となっています。情報提供案件の2件につきましても、諮問案件や報告案件と色が異なっており、情報提供1は太陽光発電設備の設置。情報提供2は残土処分場の設置となっています。

 続いて、個別の計画図の変更についてお話しします。本日の諮問・報告案件につ

いては、国土交通省や農林水産省など、国の関係機関と事前調整を行っており、さらに関係市町長の意見も聞いています。いずれも「意見なし」ということで、回答をいただいています。

それでは、諮問案件について、個別の説明に入らせていただきます。

諮問案件1「神戸都市地域の拡大」について、A3の資料1-1をお願いします。

右下の図が、今回変更予定の土地利用基本計画図の一部です。凡例は、土地利用基本計画の5地域区分であるピンク色の都市地域、黄色の農業地域、緑色の森林地域、青色の自然公園地域、紫色の自然保全地域となっております。各個別規制法ごとの細区分を、それぞれの地域の下に表示しています。また、変更案件が縮小案件の場合は、縮小部分を黄色で、拡大案件の場合は、拡大部分をピンク色で表示しています。

変更内容についてですが、場所は、新港突堤西地区です。現在、公有水面（海）で公有水面埋立事業により新たに生じる土地であり、都市地域の拡大となります。フェリーの大型化に伴う貨物量の増加や、大型クルーズ船旅客のツアーバス駐車場を確保するために埋め立てるというもので、市街化区域への編入は令和3年7月の予定で、拡大面積は2ヘクタールです。

次に、資料1-2をお願いします。諮問案件2「神戸都市地域の拡大」です。

場所は、兵庫埠頭地区です。現在、公有水面（海）で公有水面埋立事業により新たに生じる土地であり、都市地域の拡大となります。拡大された新たな土地を活用して神戸市中央卸売場市場の移転・集約・機能強化が行われる予定です。市街化区域への編入は、令和3年7月の予定で、拡大面積は2ヘクタールです。

次に、資料1-3をお願いします。諮問案件3「尼崎都市地域の拡大」です。

場所は、尼崎市船出で、尼崎市の東端に位置しています。昭和62年11月から令和4年3月を計画期間として、県が埋立事業を進めてきているところで、これまでも一部竣功した区域を順次市街化区域に編入しています。工場用地として活用さ

れ、市街化区域への編入は、令和3年3月の予定で、拡大面積は39ヘクタールです。

次に資料1-4をお願いします。諮問案件4「加西農業地域の縮小」です。

場所は、国道372号から旧海軍の鶉野飛行場跡地にかけて、多数の企業等が立地しています。既存の市街化区域に隣接し、計画的なまちづくりの実施が必要と認められるため、市街化区域への編入が予定されています。市街化区域への編入により、総合的に農業の振興を図る必要がないため、農業地域を縮小するものです。縮小面積は38ヘクタールで、変更後は都市地域のみとなります。

次に資料1-5をお願いします。諮問案件5「福崎農業地域の縮小」です。

場所は、福崎町の東部工業団地の隣接地です。位置図を見ていただくと、地図の真ん中に「東部工業団地」と書いてあると思います。この東部工業団地で、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業を実施するため、新たに工業団地区画を増設するということになっています。計画的なまちづくりの実施が必要と認められる区域であるため、市街化区域への編入が予定されています。工業団地区画の増設により、総合的な農業の振興を図る必要がないため、農業地域を縮小するものです。縮小面積は4ヘクタールで、変更後は都市地域のみとなります。

次に資料1-6をお願いします。諮問案件6「姫路森林地域の縮小」です。

場所は、姫路市夢前町で、中国自動車道夢前スマートインターチェンジから北へ約0.5kmのところでは、太陽光発電施設の設置として、平成30年6月に林地開発許可、令和2年2月に完了確認がされています。また、平成29年8月に太陽光条例の届出が提出されています。太陽光発電施設の設置により森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため、森林地域を縮小するものです。現在この区域は、森林地域のみとなっており、変更後は、白地地域となります。縮小面積は10ヘクタールです。

ここで、太陽光発電設備の案件が出てきましたので、県の太陽光発電に対する規制状況について、少しお話させていただきたいと思います。資料はございませんが、

簡単に説明させていただきますので、よろしく申し上げます。太陽光発電施設の設置については、環境影響評価法施行令と、環境影響評価条例施行規則が改正され、昨年の4月1日から、法律では出力4万キロワット（面積100ヘクタール）以上、条例では面積5ヘクタール以上のものが、規制の対象に追加されており、アセスの手続きを行いなさいという形になっています。アセスの手続きをすると、1年から1年半ほど掛かりますので、事業者の方が、すぐ事業に取りかかることは無くなっているところですが、また、平成29年7月に県の方で太陽光条例を制定し、0.5ヘクタール（5000㎡）以上の太陽光発電施設を設置する場合は、工事着手の60日前までに事業計画の届出を義務づけています。昨年の4月1日からは、届出をするときに「自然環境調査結果」の添付を追加で求めています。これは、春、夏、秋の3期とするのか、1期もしくは2期とするのかについて、個々の事案によって異なるということです。当室で所管している大規模開発要綱（森林伐採に対する植林等の代替措置）や、森林法の林地開発許可（森林面積40ヘクタール超の開発行為に対して森林率60%を求める）においても、事業者に対して森林の保全を求めています。本県の規制や、太陽光発電施設に対する対応については、以上です。事業者においては、FIT法をはじめとする関係法令を守っていただくことと、今お話をさせていただいた、本県の規制を遵守していただく必要があります。FIT法では、関係法令を遵守していない場合、認定が取り消される仕組みになっています。

以上が、計画図の諮問案件です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、御質問や御意見がございましたら、承りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

はい、お願いします。

○1番委員 一つずつ申し上げます。まず、諮問案件1「神戸都市地域の拡大」についてですが、「ツアーバスの駐車場として整備する」ということですが、ここに至るまで、他にツアーバスの駐車場、或いはそういった交通の停止場所の有無に

ついて、教えてください。次に、諮問案件2「神戸都市地域の拡大」についてですが、現在のところ、物流を海から入れることが可能のように見えますが、ここを埋めてしまうと、平面になってしまいます。この中央卸売市場に、船から物流が入ることが、今まであったのか教えてください。続いて、諮問案件3「尼崎都市地域の拡大」についてですが、この区域になっている所も池のように見えるが、そのまま埋めて整備するのか否か、お聞かせください。続いて、諮問案件4「加西農業地域の縮小」についてですが、資料の変更理由に「すでに市街地が形成されており」とありますが、この「すでに市街地が形成」とは、具体的にどの辺をもって言うのか。前提を知る必要があるので、この「すでに市街地が形成されており」について、教えていただきたいと思います。諮問案件5「福崎農業地域の縮小」については、特にありません。最後に、諮問案件6の「姫路森林地域の縮小」について、「資料が無い」ということで、口頭で説明されましたが、資料で下さい。

○会長 ありがとうございます。それでは、事務局より回答をお願いします。

○事務局 はい。それでは、事務局より回答します。太陽光の規制に関する資料については、審議会の後にご用意させていただいて、先生方にお配りしたいと思いますので、ご了承いただければと思います。それと、諮問案件4「加西農業地域の縮小」についてですが。

○1番委員 案件の順番毎に言っていただけますか。

○会長 事務局、諮問案件1から順番をお願いします。

○事務局 諮問案件1と2について説明します。まず、諮問案件1「神戸都市地域の拡大」についてですが、第三、第四突堤の埋め立て理由については、フェリーの大型化に伴う貨物量の増加と、大型クルーズ船旅客のツアーバスの駐車場として整備していくということです。

○1番委員 埋め立て理由については聞いていません。

○事務局 失礼しました。端的に言いますと、フェリーの大型化が予定されてお

り、それでバスや車の駐車スペースが必要ということです。

○1番委員 そのような質問はしていません。

○事務局 代替地が他に無かったので、埋め立てをして、整備をしていくということ
ことです。

○1番委員 ちょっとよろしいですか。

○会長 はい、どうぞ。

○1番委員 諮問案件1「神戸都市地域の拡大」についてですが、聞いているのは、ツアーバスの駐車場の整備は、これまでに他にあったのか無かったのかを聞いています。あったなら、過去にこういうことがありましたが、今まで埋めずにいました。しかしそれで、交通の面が悪くなったため、この際減らすために埋め立てようと思っています。こう言ってくれたら分かります。

○事務局 ツアーバスですね、大型クルーズ船につきましては、需要が伸びておりまして、それに伴う対応策として、今後新たに埋め立てをして、駐車場として整備していくということです。

○1番委員 答えになっていません。

○事務局 これまでも駐車場はあったのですが、今のままでは対応できなくなったので、整備をしていくということです。

○1番委員 具体的にどこですか。

○事務局 第四突堤の方にあります。ポートターミナル駅の所などにバスが停車していました。それでは対応できなくなるということで、今回埋め立てをしていくということです。

○会長 諮問案件1「神戸都市地域の拡大」については、よろしいでしょうか。

○1番委員 はい。

○会長 では、諮問案件2「神戸都市地域の拡大」について、お願いします。

○事務局 諮問案件2「神戸都市地域の拡大」については、昭和8年に神戸中央

卸売市場が作られたのですが、その頃から高松線に東西に分かれて整備をしていました。そこから大分時間も経ち、東西に分けられていた市場機能を、東側に移転・集約させていくというのを、平成12年頃から再整備基本構想を基に行われており、第一期目に管理棟を建設。今回は第二期ということで、冷蔵庫等が西側地区に残っていたのですが、それを埋め立てした東側に移転させていくということです。場内関係者と協議を行い、西側地区から、最終的に冷蔵庫等を埋め立てした東側地区へ移転させるということで、神戸中央卸売市場を一体的に運営していくということで、今回埋め立てをします。

○1番委員 そんなことは聞いていません。物流の船舶の出入りが、今までであったのか否かを聞いています。

○事務局 小型船の係留地があります。そこは埋め立てに伴い、係留地を別途確保するというので、反対意見は無かったと聞いています。

○1番委員 繰り返しますが、卸売市場に入るための物流の船ということですか。

○事務局 そうです。

○1番委員 ありがとうございます。

○事務局 それでは、3つ目のご質問の、諮問案件3「尼崎都市地域の拡大」について、海の埋立の池の部分がどうなるかということですが、恐らく陸地になると思います。港灣課に確認をして、先生方にお返事をさせていただきたいと思えます。それから、4つ目の質問の諮問案件4「加西農業地域の縮小」について、これまでこの地域では、工業立地のための地区計画というものを作っており、それを広げてきている中で、工場の立地が進んできて、今回市街化区域へ編入をするという経緯になっています。そして、最後にご質問のあった太陽光発電施設の県の取組についてですが、資料を作成しまして、審議会の後に先生方にお送りしたいと考えています。今日は口頭でのご説明ということで大変申し訳なくと思いますが、ご寛恕いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○1番委員 ありがとうございます。最後に質問させていただくと、諮問案件4「加西森林地域の縮小」について、「すでに市街地が形成されており」で、市街地が形成されているか否かの物差しというのは、特にないということでしょうか。

○会長 はい、事務局お願いします。

○事務局 この一帯は、東播都市計画区域に属しており、昭和46年に当初の線引きがされている所ですが、線引きの前から工場や倉庫が立地しています。それに加えて、開発許可等で工場や倉庫等の立地が進んでいて、現在では、ほぼ区域内の9割以上が宅地化されている状況で、未利用地がほとんどない状況であるため、「すでに市街地が形成されている」と判断させていただいています。

○会長 はい、お願いします。

○1番委員 私が気になったのは、農業地域が無くなるということは、どれぐらいの田んぼがあったのか。そこに、市街地と言いながら、いわゆる人が住む所ではなく、工場が入ってきたということであれば、どれぐらいの田んぼが無くなって、どれぐらい残っているのかと思った訳です。繰り返しますが、「市街地に形成されており」という物差しは、「見ればわかるでしょ」なのか、もっと厳密なものがあるのか、パーセンテージなのか、それを教えてください。

○会長 はい、事務局お願いします。

○事務局 数値的なものはありません。

○事務局 市街地にする数値的な基準は、特にございません。この土地については、全体の9割が工場が立地しているということで、県として「市街化区域の中に編入していく」という判断をさせていただきました。

○会長 よろしいですか。はい、お願いします。

○1番委員 教えて欲しいから繰り返し言いますが、どれぐらい田んぼが残っているのでしょうか。現地を歩いていて、いくらかは知っているつもりなので。

○会長 はい、お願いします。

○事務局 先程申し上げた、9割程度宅地化されているということで、残りの1割程度は、農地が残っている状況です。今回変更する地域の面積が38ヘクタールありますので、10分の1にあたる、約4ヘクタール弱が残っているという状況です。

○会長 はい、お願いします。

○1番委員 要は、農業をまだ続けていらっしゃる方がいたら、その方たちは当然税金を払う訳です。その人たちには、こういった対応をされたのか興味があったので。

○事務局 市街化区域への編入にあたっては、加西市の方で、地元自治会を対象に説明を行っておりまして、税金が上がることについて説明されているということで、一定の了解は得ていると聞いています。

○会長 よろしいですか、ありがとうございます。それでは、ご質問・ご意見があればよろしくお願いします。

○2番委員 諮問案件1「神戸都市地域の拡大」の埋め立てについて、一つお聞きします。今もお話がありましたが、ここはフェリーの大型化と、大型クルーズ船が停泊した時の観光バスの駐車場。これまでは、四突のところで完遂していましたが、大型化に対応できなくなったということですね。ですから、その必要性は私も大切だと思っています。神戸市の説明では、22万トン級のクルーズ船を想定して、その時には100台以上のバスが同時に来ると。それを捌くには、これくらいの駐車場が必要だと言うことですが、やっぱりそれだけでは、「都市開発」というには欠落している部分があると思います。それは、その100台という事と併せて、周辺に集客施設の再開発がオープンする予定です。その一方で、三宮駅前再開発が進んでいて、最終的には、三宮駅周辺の道路規制や自動車規制で、通行できなくなる。やはりアクセスっていうことが、非常にウオーターフロントには欠点があります。それについて、神戸市は責任を持つべきだと思います。このウオーターフロント周

辺、中突堤周辺の道路改善というのは、どう考えていらっしゃるのかをお聞きしたい。

○会長 はい、それでは事務局、ご回答をお願いします。

○事務局 新港突堤西地区の再開発、平成23年3月に確定した、「港都 神戸 グランドデザイン」に基づいて、民間事業者の企画力・実行力を最大限に活かして事業提案を求め、これまで第1突堤、第1突堤基部の再開発を段階的に進めている状況です。その西地区の再開発については、神戸市の都市の再開発を図っていく重要なエリアというのを認識しており、引き続き三宮の再整備と関連付けながら一体となって整備していくということで考えています。

○2番委員 再開発の内容ではなく、そういうことも含めて、交通アクセス方法を改善しないと、渋滞が発生したり、再開発に支障が出てきたりする。だから、やはり道路を改善するというのを、神戸市は計画を持っていて、そしてそれをやる意思をお持ちですかって聞いています。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局 その点につきましては、資料の手持ちがありませんので、また審議会後に資料にして、お返事させていただきたいと思います。

○2番委員 今、諮問案件を議論していますよね。ですから、「それは後で資料を渡すから、まずは認めてくれ」というのはおかしいと思います。だから、「私たちはどうやってこれを判断するか」ということに至ってきます。ここでこんな事を言っても何ですが、責任ある方が来て、ちゃんと説明してもらわないといけないと思います。

○事務局 道路計画云々について、「十分に説明されないと、この部分を都市地域に入れると判断できない」のであれば、今ここで御決議いただくことは出来ないと思います。その部分については、後ほど資料をご提示させていただいた上で、書面決議等ewithいただくという手法も考えています。「都市地域に入れることに影響を

及ぼす」とご判断いただくのであれば、そういった手続きも出来ます。

○2番委員 あのね、私ゼロか百かの議論をしていません。こういったことはクリアした上で、「将来の話ですから約束できないかもしれないですが、こういうプランを持っている」と。或いは、「そういうことは、しっかりと認識しています」と言っていたら、私の疑念点は晴れる訳です。「なんとも今言えないです」のような説明で、行政の説明責任を果たしていないということです。我々は、埋め立て自体は反対している訳ではないので、別に決議していただいても結構です。多数決の議論ですから、大丈夫ですけれども。後でちゃんと説明をしていただきたいと申し上げて、この諮問に諮っていただけたらと思います。

○会長 はい、お願いします。

○事務局 申し訳ございません。今日資料を持っておりませんので、それは私も事務局の不手際でございます。資料については、後ほどきちんとご説明出来るように、兵庫県からも、「この埋め立てにおいて、どのような影響があつて、そこはどのような道路計画で捌けていくようなことを考えているのか」を、きちんとご説明できるような資料を揃えて、ご説明させていただきたいと思います。

○会長 事務局、ご対応をお願いします。はい、いかがでしょう。他にご質問のある方は。では、3番委員をお願いします。

○3番委員 私からは、諮問案件に対して3つ質問したいと思います。まず一つの、今議論や意見が集中していますけれども、諮問案件1「神戸都市地域の拡大」ということで、公有水面の埋め立てということで、先程も1番委員の方から「ここに埋め立てないと場所が無かったのかどうか」という意見があつたと思います。で、今お伺いしたこととは反対に、ここに倉庫群が集まっていて、背後地があるということで、この土地が、本当はあつたと聞いています。その上で、この土地利用を「大型クルーズ船のツアーバス駐車場として整備する」と書いてありますが、海外からの乗客、お客さんをお呼び込んで、ここから京都や奈良に連れて行くという

説明を聞いています。で、今このコロナ禍において、いつ終息するか分からない。

それから、やはりこういった事態って、これからもあるかもしれないということで、国内旅行客或いは県内の旅行客には回帰ということが、今の流れとしてあると思います。ですので、今これを埋め立てて、この大型クルーズ船を呼び込んで、ツアーバスとして京都や奈良に連れて行くというのは、今本当に急ぐ必要があるのか。私は、急ぐ必要は無いと思いますが、この背後地に場所があるということと、この事業そのものについて、地元からも異議を聞きましたし、これについてどうなっているのでしょうか。

○会長 はい、では事務局、ご回答をお願いします。

○事務局 倉庫群の活用について、そこに場所があるのではないかとご質問だったと思いますが、そこはそのまま置いておく形になります。そして、改めて埋め立てをしていくという土地利用です。後、大型クルーズ船の動向というのは、今後まだいつ再開するのかは正直分からない点もありますが、今後国の動向なども確認しながら、アフターコロナを見据えて整備を図っていくということです。

○会長 はい、お願いします。

○3番委員 今の背後地、遊休地がある状態を放置して埋め立てるというのは、納得というか、理解されないと思います。それから、海外のツアー客というのも、今は現実味がないということで、これについて新聞記事がありますし、事業そのものについて進めるのはいかがだと思います。続きまして、諮問案件2「神戸都市地域の拡大」についてですけれども、これについても、同じく先程から言っておりますように、公有水面の埋め立てということで、今第二期の事業だと仰っていましたが、元々先程も説明がありましたように、この東西に分かれていて、今ちょうどイオンが建っているところだと思いますが、結局足りなくなりました。それから、土地利用について「中央卸売市場施設の集約化を図り」ということで、まだ表に出ているのかいないのか。初めて見ましたので、こういうところのために面積を拡げる、どこま

で具体化されているのかっていうことと、言わば「いろいろしながら、無計画に埋め立てる」という印象も拭えませんが、この集約化がどこまで進んで、このための埋め立てではないのかということについて、教えていただけないでしょうか。

○事務局 「中央卸売市場施設の集約化」については、平成12年から基本構想を持ちまして、そこから第一期で今イオンが建っている所の部分の建物、市場管理機能の管理棟を東側に移転したのが第一期。西側から東側に持ってきたということで、第二期については、昨年再整備計画を改めてパブリックコメントを行い、意見は無かったものの、東側の敷地内でどうしても収まることができない。やはり、市場機能のクールチェーン化も図っていかないといけないということもありまして、第一期の管理棟などと、冷蔵庫棟などを一体的に管理運営できるように、整備を行っていくということです。昨年パブリックコメントを行いました、意見はなく、その後、埋め立て免許を取得しまして、埋め立ては現在進捗中ですが、埋め立て後、冷蔵庫棟などの機能移転をして、全体的に中央卸売市場のクールチェーン化、再整備を図っていくところです。

○3番委員 今の説明をお聞きしますと、やはりどうしても無計画といいますか、「どうしても収まらないから埋め立てる」ということだったら、イオンに対して「売らなければ良かったのでは」と、思わざるを得ないと思います。やっぱり、埋め立てをすることについては、異議があるということ踏まえて、進めていただければと思います。それから、3つ目の諮問案件4「加西農業地域の縮小」について、私もこの加西のことについてお聞きしますと、最初の説明が、地域の印象と乖離がありましたので、ちょっとお聞きしたいです。資料には、「すでに市街地が形成されており、総合的な農業の振興を図る必要がないため」で、「ゆくゆくは市街化区域に編入して、主として工業の利便性を考慮した土地利用を進める。」と書いています。3つ程ありますが、ここは元々県、市、JAや民間企業の出資によって「次世代施設園芸導入加速化支援事業（兵庫ネクストファーム）」の対象地域として運

営されて、トマト栽培等をされているとお聞きしています。そして、農業を「価値ある産業」として、地域の農業振興に寄与するというも行われていて、その地域を工業地域とすることについて、疑問があるということが一つ。それから、旧海軍の鶉野飛行場跡地ということで、防空壕や機銃設置跡などの戦争遺跡群を、平和のシンボルや市の観光地として活用するという当時の農村風景の中での遺跡保存の観点からも、工業地域一本の土地利用は相応しいのかが疑問です。3つ目に、加西市は昭和40年代から平成3年の長期に渡って、「国営加古川西部土地改良事業」という事業を、受益地3,717ヘクタール、受益農家8,171戸、総事業費397億円というのを実施してきたと聞きました。当時より、工事費が膨らんだことから、農家負担軽減のため、加西市も平成3年から27年にかけて、約80億円負担したと。農業振興を啓発する中で、それをしながら、土地利用を移行するというについて、疑問があるということです。加西市の地元としては、農業振興地域を非常に大事に捉えているということですけど、それを工業地域、都市地域にしていくと。ここには、神戸大学の農学部の施設もあるとお聞きしていますので、農業地域という括りを取ってしまうことについて、如何なものかなと思います。それについて、どうでしょうか。

○会長 はい、事務局お願いします。

○事務局 ご指摘のとおり、加西市におきましては、大変農業振興に力を入れている自治体でして、農業地域を縮小する区域におきましても、一部農地が存在しているということ。また、位置図をご覧くださいますと、一部中央部分が白くなっている所に関しては、農振・農用地区域の所として、こちらについては、依然として農業振興地域として農業の振興を図っていく所として、今後も土地利用を続けていきます。委員からお話のありました、トマト栽培が行われているということで、そうした6次産業施設については、従来から県の中でそういった農業振興に関わる施設を、建築物として建築を許可していき、柔軟に運用してきたところでして、市

街化区域への編入ということで、農地が潰れていくイメージを持たれがちですが、そういった6次産業ですとか、農業振興に資する施設も、柔軟に建築が可能になっているということになっています。

○会長 はい、お願いします。

○3番委員 区域の中で、農地は残すという説明だったと思いますが、一帯の風景ということ考えたときに、例えば先程の農業設備であるとか、農業施設、園芸事業なんかが、風景が変わってくるのではないかとすることは、依然として「そこを残す」としても、やっぱりこう疑問が出てくるのではないかと思いますので、この都市地域への変更については、異議があるということを、改めて申し上げておきたいと思います。

○会長 はい、ありがとうございます。それでは、4番委員、お願いします。

○4番委員 諮問案件6「姫路森林地域の縮小」について、林地開発許可を平成30年にお出しになっているのですが、これは人工杉でしたか、それとも、保安林で伐採許可がとれたのか、その辺の確認です。

○会長 はい、では事務局、回答をお願いします。

○事務局 諮問案件6に関しましては、保安林はありません。人工林でもなく、広葉樹林です。

○4番委員 伐採計画の時には、「概ね9ヘクタール」というような覚えがあるのですが、面積が増えても問題無いのですか。

○事務局 1ヘクタールを超える民有林に関しましては、林地開発許可が必要になりますので、その手続きによって、この開発に関しましては9.8ヘクタールの開発になりますので、その許可を受けた後になります。

○4番委員 保安林ではないですね。

○事務局 保安林ではありません。

○4番委員 はい、いいです。

○会長 よろしゅうございますか、はいどうぞ。

○5番委員 諮問案件4「加西農業地域の縮小」につきましては、先程もご説明があつて、現況も8割9割工場が立地している。線引きの以前から工業地が立地しているということで、残された農地は、介在農地であるということで、この地域については農業振興を図る必要がなくなったということで、趣旨からするとやむなしかないと思ひますが、諮問案件5「福崎農業地域の縮小」について一見工業団地と集落と中国自動車道に挟まれて、やむなしかないという印象を受けますが、4ヘクタールのまとまった農地で、しかも圃場整備されて農業投資とされているということで、他に代替地とか、その検討の余地がなかったのか、その辺のご説明をお願いします。

○会長 はい、事務局お願いします。

○事務局 この案件については、「農振農用地の除外の5要件」というものがありまして、その中の一つ「他に代替性、施行地がない」について、町の方にかなり探していただきましたが、「ここしかない」ということでした。そういうことで、農振農用地の除外の5要件協議を地元はされていて、今回は我々の方でも協議をさせていただきます。

○5番委員 わかりました。

○会長 ありがとうございます。

○6番委員 防災観点で、2つ質問があります。まず、諮問案件3「尼崎都市地域の拡大」についてですが、埋立地ですと、防潮堤が沈下をして低くなるという問題が生じていますが、高潮対策はどうなっているのかが、1つ目の質問です。次に、諮問案件6「姫路森林地域の縮小」について、夢前町は県に対して、環境面のことは非常に詳しく説明されているのですが、防災の観点から、太陽光パネルを設置したときの二次対策。基礎の問題で、これも太陽光パネルの斜面上設置されたために、ずり落ちるといふことも報告されていますので、その辺りの基準等が整備されてい

らっしゃるのか。以上、2つお聞きします。

○会長 はい、事務局お願いします。

○事務局 委員ご指摘のとおり、こちらは沿岸部でして、津波浸水想定区域、高潮浸水想定区域に入っておりまして、想定される最大の津波が来たときに、浸水深が低いところは0.3メートル未満のところから、高い所では3メートルから5メートル未満の浸水が想定されている区域があります。津波対策と高潮対策は、県としても課題として認識しておりまして、まず高潮対策については、平成30年の台風21号の時に甚大な被害があったことを踏まえ、県では、「兵庫県高潮対策10箇年計画」というものを定めています。その中で、防潮堤の整備については、優先度の高い箇所からとなりますが、対策を実施していくということです。この尼崎市東海岸町についても、緊急対策箇所に入っていますので、順時整備を進めています。併せて、津波対策としても「津波防災インフラ整備計画」というのを別途定めておまして、こちらについても、尼崎西宮芦屋港の中で、尼崎地区を重点整備地区ということで位置付けていますので、その中で防潮堤の沈下対策と併せて、越流対策を実施していくと聞いています。

○6番委員 全体像は分からないのですが、新しく埋められたところは沈下が、他と比べて大きいという問題がありまして、だから対策で少しかさ上げをすれば、そういうことをご検討いただければと思います。

○会長 ありがとうございます。では、諮問案件6について、事務局お願いします。

○事務局 諮問案件6「姫路森林地域の縮小」については、本県の太陽光条例で基準がありますので、そちらで届出の時に基準にかなっているかどうかを確認しています。そこはしっかりと見させていただいていると思っています。

○6番委員 分かりました、ありがとうございます。

○会長 はい、よろしいでしょうか。いかがでしょうか、はいどうぞ。

○7番委員 質問ではないですが、今回私この資料を見せていただいて、ご存じな方は内容を理解できると思いますが、諮問案件なので賛成するかどうかを見なければならぬのですが、その判断をするに十分な資料になっていないと思います。説明にありましたように、「様々な手続きをクリアしてここまで上がってきている」ということは理解していますが、そこで「意見が無かったから認めて下さい」と言われても難しく、それは直結できないし、また、手続きをすすめておられた時との時間的なラグもあって、「今とは状況が違います」というようなことも出てくると思いますので、もう少し丁寧な説明をしていただきたいと思います。資料も、変更を必要とする理由の項目についても、中身が分かる、納得できる資料を作っていただきたいと思います。それから、一点だけ気になることを言いますと、「市街化をしているから編入します」という話がありましたが、市街化の指標は「建物が建っているかどうか」で決めていることが多くて、「建物が建っているけれど空き家」ということもあり、この頃市街化の指標の見方がとても難しくなっていますので、その点については気をつけていただきたいと思います。

○会長 はい、ありがとうございます。

○事務局 すみません。資料の体裁や、もう少し中身を充実させるということは、ご意見として非常に胸に突き刺さりましたので、来年度以降は資料を充実させて、お届けしたときにご納得いただけるようなものにしていきたいと思っています。そして、説明がつかないところについては、大変申し訳ございませんということでご勘弁いただければと思います。後、市街化の建物の件についてですが、空き家の問題もありますので、その辺を踏まえて関係課と相談しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長 はい、他にご意見やご質問がある方は。

○8番委員 すみません。諮問案件6「姫路森林地域の縮小」について、夢前町のソーラーパネルについてですけれども、仕事の関係で夢前町内を車で走っている

と、数年前までよく「メガソーラー施設建設反対」という立て看板をよく見ることがありました。恐らくこの案件のことだと思いますが、10ヘクタールほどの森林を、メガソーラー用地にするということで、防災面や眺望面の問題もあって、地元住民との軋轢って相当あったと思います。周辺住民や、どの程度同意を得たのか、地元説明会とかされていると思いますが、ここが、その経緯についてご説明いただけますでしょうか。

○事務局 夢前町の太陽光発電施設の建設工事については、地元自治会への説明会を平成29年の7月2日に行っています。その時に、地元の方から「水路関係の対策をしっかりとやるように」と、事業者に対する要望があったと聞いています。そこについては、事業者の方は「対策を講じる」といったことで、事業を進めているということです。

○会長 はい、ありがとうございます。他にご意見等はございますか。

○3番委員 先程、諮問案件3「尼崎都市地域の拡大」の埋立事業について、高潮対策の質問をされていて、思い出したのでお聞きします。平成30年に台風21号による高潮被害で、私地元が神戸市東灘区ですけど、そこでもたくさん浸水しました。ちょうど南側に工場群、それから、堤外地と堤内地のどこに立地しているかによって、補償が全然違ったということがありまして。こういう埋立をして、津波高潮対策もすると思いますが、堤外地になるのか堤内地になるのか分かりますか。

○会長 はい、いかがでしょう。

○事務局 申し訳ございません。堤外地になるのか堤内地になるのかというのは分からないので、お調べしてお返事になりますけれども、よろしいでしょうか。

○会長 よろしいでしょうか。はい、いかがでしょう。

○9番委員 諮問案件6「姫路森林地域の縮小」に関しては、松井先生から先程申し上げたことと関連しますが、この発電事業が終了するまでの間に、地滑り等の自然災害が発生している例もあり、そういうことを想定した上で、「その中で我々

はどう判断したらいいのかという基準がよく分からない。やはり、本案件においても、県の例えば環境影響評価であるとか、防災上問題無いとか、或いは神戸市だったら、神戸市の太陽光設置基準を決めていますから、姫路があるかどうかは存じ上げませんが、「そういう基準に則っているので問題無い」というご説明をいただければ、我々も審議するにあたってははっきりするなと思うので、その辺の資料を是非追加でお願いしたいと思います。

○会長 はい、ありがとうございます。

○事務局 太陽光発電施設の設置基準については、1番委員の方からも要望がありましたので、併せて資料にして、ご提供させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○会長 はい、いかがでしょう。他に、ご意見ございませんでしょうか。では、ただいまのご審議の中で、先程話がありましたが、説明資料に関しましてはこれまでの経緯に沿って情報をきちんと整理していただくとともに、各案件についても、関係する事業等のご質問に対しまして、改めてご回答していただくよう、よろしくをお願いします。いかがでしょう。その上で、各案件につきまして、お諮りいただきたいと思いますが、よろしいですか。では、案件毎にお諮りします。案件によっては御異議がありましたので、挙手でお諮りしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、諮問案件1につきまして、お諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。

（「賛成」で挙手する者あり）

○会長 ありがとうございます。反対の方、挙手をお願いします。

（「反対」で挙手する者あり）

○会長 賛成多数ですので、異議なしとして答申させていただきます。それでは、諮問案件2につきまして、賛成の方は、挙手をお願いします。

(「賛成」で挙手する者あり)

○会長 続けて、反対の方、挙手をお願いします。

(「反対」で挙手する者あり)

○会長 賛成多数ですので、当審議会として異議なしとして答申させていただきます。

○1番委員 ちょっとよろしいですか。

○会長 はい、どうぞ。

○1番委員 「賛成多数でOK」なんですよ。

○会長 はい。

○1番委員 「異議なし」ではないと思うのですが。異議があつて、反対で挙手する人もいますので。「賛成多数で答申します」ではなく、そこで切っていただいた方がよいと思います。ちょっと気になったので。

○会長 失礼いたしました。事務局としては、どうお答えしたらよろしいでしょうか。

○事務局 「この案件については、賛成多数ですので、原案どおり答申させていただきます」でどうかと思います。よろしく願いいたします。

○会長 賛成多数ですので、この内容で答申させていただきます。これでよろしいでしょうか。

○1番委員 私もまだ流れが分かっていないのですが、答申ですよ。

○事務局 はい、「答申」です。

○会長 賛成多数ですので、原案のとおり答申させていただきます。これでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。引き続きまして、諮問案件3について、お諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。

(「賛成」で挙手する者あり)

○会長 御異議がありませんので、原案の通り答申させていただきます。諮問案

件4につきまして、お諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。

(「賛成」で挙手する者あり)

○会長 反対の方は、挙手をお願いします。

(「反対」で挙手する者あり)

○会長 ありがとうございます。賛成多数ですので、原案のとおり答申します。

諮問案件5につきまして、念のために挙手をお願いします。賛成の方は、挙手をお願いします。

(「賛成」で挙手する者あり)

○会長 はい、ありがとうございます。御異議がないようですので、原案のとおり、答申させていただきます。諮問案件6につきまして、お諮りいたします。賛成の方は、挙手をお願いします。

(「賛成」で挙手する者あり)

○会長 反対の方は、挙手をお願いします。

(「反対」で挙手する者あり)

○会長 はい、賛成多数ですので、原案のとおり、答申させていただきます。なお、答申の作成については、会長に一任していただくということをお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、報告案件といたしまして、「森林地域の縮小案件」計7件の報告を、事務局から説明をお願いします。

○事務局 続いて、報告案件についてご説明させていただきます。よろしくお願ひします。参考資料3をご覧いただきたいのですが、「兵庫県土地利用基本計画の変更における森林地域の縮小案件の取扱について」をご覧下さい。5地域区分の変更にあたっては、諮問の手続きを行う事が原則ということになってはいますが、森林地域の縮小案件についてのみ、「兵庫県土地利用基本計画の変更における森林地域の縮小案件の取扱について」にありますとおり、平成23年2月16日開催の第5

4回国土利用計画審議会において取扱いを決めさせていただいています。まず一つ目ですが、5地域のいずれにも該当しない白地地域となる場合には、当審議会の意見を伺うということで、いったん林地開発許可取得時に国土利用計画審議会に情報提供をして、その上で完了確認後に諮問させていただく。そして二つ目、白地地域を生じさせるもの以外で、報告・縮小後に他の4区分のいずれかが残る場合は、国土利用計画審議会として適当と認めたものとして取り扱い、林地開発許可の完了確認後に報告案件とさせていただく。今回の7件は、2番に該当するという事です。今回の報告案件に該当するものが7件、情報提供案件に該当するものが2件となっています。それでは、報告案件7件についてご報告させていただきますので、A3の資料2-1にお戻りいただければと思います。よろしく申し上げます。

まず、報告案件1「猪名川森林地域の縮小」です。場所は、猪名川町肝川で、新名神高速道路川西インターチェンジの近くに位置しています。官民一体となったプロジェクトで、産業団地の整備を目的として平成29年3月13日に林地開発許可、令和2年1月21日に完了確認がされています。産業団地の整備により、現況は森林ではなくなっており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため、森林地域を縮小するものです。現在、この区域は、都市地域及び森林地域が重複しており、変更後は、都市地域のみとなります。縮小面積は、35ヘクタールです。

続いて、資料2-2をお願いします。報告案件2「三田森林地域の縮小」です。場所は、三田市三輪でJR三田駅から北東約2kmのところに位置しています。太陽光発電設備の設置として、平成29年11月27日に林地開発許可、令和元年11月25日に完了確認がされています。太陽光発電施設等の設置により、現況は森林ではなくなっており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため、森林地域を縮小するものです。現在この区域は、都市地域及び森林地域が重複しており、変更後は、都市地域のみとなります。縮小面積は、2ヘクタールです。

続きまして、資料2-3をお願いします。報告案件3「三木森林地域の縮小」で

す。場所は三木市細川町で、山陽自動車道三木東インターチェンジから北側約2kmのところに位置し、「ネスタリゾート神戸」の敷地内です。太陽光発電施設の設置として、平成28年8月23日に林地開発許可、令和元年5月15日に部分完了確認がされています。太陽光発電施設等の設置により、現況は森林ではなくなっており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため、森林地域を縮小するものです。現この区域は、都市地域及び森林地域が重複しており、変更後は、都市地域のみとなります。縮小面積は、6ヘクタールです。

続きまして、資料2-4をお願いします。報告案件4「三木森林地域の縮小」です。場所は、報告案件3と同じ、ネスタリゾート神戸の敷地内です。昨年の7月17日に、「アドベンチャーキャニオン」という新しいエリアがオープンしたところです。宿泊施設・レジャー施設の設置として、平成28年8月23日に林地開発許可、令和元年10月10日に部分完了確認がされています。宿泊施設・レジャー施設の設置により、現況は森林ではなくなっており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため、森林地域を縮小するものです。現この区域は、都市地域及び森林地域が重複しており、変更後は、都市地域のみとなります。縮小面積4ヘクタールです。

続きまして、資料2-5をお願いします。報告案件5「三木森林地域の縮小」です。場所は、三木市口吉川町で中国自動車道吉川インターチェンジから南西約4kmのところに位置しています。産業廃棄物処理場の整備として、平成17年8月9日に林地開発許可、平成31年4月16日に部分完了が確認されています。現地は、産業廃棄物処理場としての整備はできており、今後、容量上限まで埋め立てていく予定です。産業廃棄物処理上の設置により、現況は森林ではなくなっており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため、森林地域を縮小するものです。現この区域は、都市地域及び森林地域が重複しており、変更後は、都市地域のみとなります。縮小面積は、9ヘクタールです。

続きまして、資料2-6をお願いします。報告案件6「豊岡森林地域の縮小」で

す。場所は豊岡市出石町で、県道536号口小野庄境線の西側に位置しています。太陽光発電施設の設置を目的として、平成10年12月1日に林地開発許可、令和元年6月3日に部分完了確認がされています。太陽光発電施設の設置により、現況は森林ではなくなっており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため、森林地域を縮小するものです。現在この区域は、都市地域及び森林地域が重複しており、変更後は、都市地域のみとなります。縮小面積は、2ヘクタールです。

続きまして、資料2-7をお願いします。報告案件7「洲本森林地域の縮小」です。場所は洲本市五色町で、県道470号倭文五色線の西側に位置しています。工業団地の設置を目的として、令和元年6月25日に林地開発協議が成立しており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなるため、森林地域を縮小するものです。現在この区域は、農業地域及び森林地域が重複しており、変更後は、農業地域のみとなる予定です。縮小面積は、2ヘクタールです。なお、この案件につきましては洲本市施行で公共事業であるため、林地開発許可ではなく林地開発協議の手続きとなっています。通常の林地開発許可では、完了確認の翌年度に土地利用基本計画図の森林地域の縮小及び地域森林計画の森林区域の縮小を行いますが、林地開発協議の場合は、協議成立の翌年度に地域森林計画の縮小を行う運用としているため、事業としては完了しておりませんが、地域森林計画の縮小に先立ち、土地利用基本計画の変更を行うものです。以上が、計画図の報告案件でございます。事務局からの説明は以上です。よろしくお願ひします。

○会長 ただいま事務局から報告をいただきました内容について、ご意見、ご質問等がありましたら、承りたいと思いますのでお願いします。はい、どうぞ。

○5番委員 報告案件2-7の洲本森林地域の縮小についてですが、変更後は農業地域のみとなっていますが、実質農地はほとんどないと思うのですが、どこでしょうか。

○会長 はい、事務局、ご回答をお願いします。

○事務局 航空写真を見ていただくと、右側に工場があるのですが、この工場の拡張計画ということです。それで、周辺に農地が点在していますので、農業地域の考え方として、面として捉えていくということで、これまで運用させていただいており、農業地域としてやっていくということで考えています。

○会長 はい、お願いします。

○5番委員 グーグルマップで見ましたが、造成しているというか、農地がほとんど見受けられなかったです。現状に合わせた方がいいと思いましたが。

○会長 はい、事務局お願いします。

○事務局 農業振興地については、市町の方でマスタープランを作って、その後、県の方で基本計画を作っていくということで、5年に1回見直す作業をやっていきます。ちょうど来年度がその作業になりますが、その中で、洲本市とお話しすることは可能になりますが、基本的には農業振興地域については、市街化区域と接しているところについて、市街化が進んでくる。先程の加西市の工場が集積しているような所で、そういった接している所について、「どうしても」と言う所は、農業振興地域を縮小しますが、そもそも面として全体として捉えるものですから、今回の洲本市の場合につきましても、特に真ん中辺りで生じる所が出て、特に変更はしていないということです。

○会長 よろしいでしょうか。はい、いかがでしょう。

○2番委員 質問というか、興味があってお聞きします。報告案件1「猪名川森林地域の縮小」について、35ヘクタールという膨大な森林地域に、恐らくプロロジスを誘致されるということですが、大きな物流拠点が出来るということで、地域振興に貢献されると思います。新名神が出来て、川西インターチェンジが出来たのが大きいと思いますが、森林地域という、比較的条件があまり良くない所に誘致をした経緯を教えてください。どんなことがあってこの地を事業者が選び、そして地元の自治体が、どういう策を持ってきたのかということもお聞きできたら、非常に

参考になると思いましたので。

○10番委員　今日は、委員の一人として来ておりますが、私の方から少し説明をさせていただきます。元々この土地は、バブルの時にゴルフ場用地として民間企業が買収をしまして、バブルが弾けた後、民間企業から猪名川町へ無償でいただいた土地でした。それで、ちょうど新名神高速道路が開通をして、川西インターチェンジから1.5kmぐらいの所で、「何か出来ないか」ということで、職員と一緒に探しましたら、プロロジスが手を挙げていただきました。ですので、土地は猪名川町から無償でプロロジスへお渡ししていますが、その代わりに、今物流倉庫が建っていますので、大分来年から固定資産税だけで大体4億円以上はある。償却資産税等も入りますので、これから猪名川町においては、大きな財政収入になると思っています。これは新名神高速道路が出来たからということで、猪名川町は3万人の町ですが、嬉しく思っているところです。

○会長　はい。それでは、どうぞ。

○1番委員　後学のために、二点お訪ねします。まず一点目は、今報告案件で出ている分と、これから情報をいただきます情報提供2案件の、変更を必要とする理由のところに「多用途転用により現況は云々ではなくなつて」と必ず書いてあります。聞きたいのは、「蔑ろにして、結果こうなったから」ということで、所属上長、所属同士で決めていくんですよね、と言うことが聞きたい。要は、この折に報告案件2-2「三田森林地域の縮小」であれば、「多用途転用により現況は森林ではなくなつており」なので、最初の頃は「もしもし、ここは森林地域ですよ。何してるんですか。」、「いや、これでよろしいです。」と言って、少しずつ多用途転用し、森林でなくなつていった。「少しずつやったら、もう森林じゃなくなったので、都市地域と言うことで太陽光やりますわ。」なのか。それと、太陽光の地産地消。つまり、「ここを太陽光をしたのは、お宅の地域、自治体、村等へ送電するためです。」となると、ずいぶん対応が違ってくると思います。お尋ねしたい二点目は、

太陽光について、関税策や、電気を売るといのが出てきている訳ですが、そういった電気の地産地消という点で太陽光発電を見たら、現況は、どうでしょう。将来は、どうでしょう。今後のために教えていただけたらと思います。

○会長 はい、では事務局、お願いします。

○事務局 一つ目のご質問については、森林法の林地開発許可の中できっちり審査をしており、「周辺の森林に見合っていない」ということで許可を出しておりますので、そのような対応をさせていただいています。それで、二つ目の地域、地元への送電ということですが、地元へ送電するようなことをしている事業者もあるように聞いてはおりますが、この二つの案件が、「地元へ送電をしているかどうか」というのは、確認が出来ていませんので、お調べしてお返事させていただければと思います。当然、地元へ送電をすると、地元の方々の電気代が非常に軽減されますので、地元としては非常にメリットがあると思います。昨年私どもで対応した業者さんで、「ループ」と言う会社さんは、そういった対応をしていました。

○会長 よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

○3番委員 先程の説明で聞き漏らしていたのかもしれないので、教えていただきたいんですけども、報告案件2「三田森林地域の縮小」の、三田市三輪の太陽光発電施設の設置。それから、報告案件6「豊岡森林地域の縮小」の、豊岡市出石町の太陽光発電施設の設置。いろいろ林地開発許可であるとか、部分完了確認の日付が書いていますが、これは、パネルの設置はまだされていないということですか。確認のため教えてください。

○会長 はい。事務局、お願いします。

○事務局 一つ目の三田市三輪の分は、太陽光条例の完了届が、令和2年1月10日に出ており、これで「一応完了している」と言うことです。それともう一つ、豊岡の分は、一期工事が完了していて、二期工事が今実施中ということで、これから太陽光パネルを設置していくという状況です。

○会長 はい、お願いします。

○3番委員 この三田市三輪の方は、もうパネル設置が終わったということですか。

○事務局 はい、令和2年の1月10日に完了届が出されていますので、「終わった」ということです。

○3番委員 で、豊岡市出石町の方は、一期のパネルは設置されたと。

○事務局 一期のパネルが建設されて、二期工事が今実施されており、「未完了」ということです。

○3番委員 お聞きしたのは、今日出席するにあたって、地元で「どういう感じですか」とお聞きしたときに、豊岡については分からないですが、「全く知らない。話題になっていない」と言いますか、「知らない間に、出来つつあるのかな。」というのが。そして、三田市三輪もこうやって見ますと、山中なのかよく分かりませんが、やはり太陽光発電というのは、土地の形質変更をするという事で、先程の防災機能であったり、水質の汚染問題があったりと言うことで、地元の丁寧な説明とか、同意が大事になってくると思います。今日出てきた中で何件が忘れちゃったけど、地元で「全く知らない」というお声が出てきていましたので。条例とかで、この「2ヘクタールぐらいであれば、地元説明はいらない」ということもあるのかもしれませんが、離れていたとしても、例えば水質、汚濁とか、そういう後から出てくる問題もあるかもしれないということについて、そこに住んでいる方たちが「知らない」というのは、ちょっと驚きましたので、その辺はどうかなと思ひまして。見た目にも見えない藪の中でも、知らせておく必要があるのでは無いかと思ひてお聞きしたのですが、何かあればお願いします。

○事務局 太陽光条例の届出の中で、「地元説明をしっかりとやりなさい」という決まりになっており、太陽光条例の届出に、地元との協議録を添付するという事になっていきますので、それが無いと届け出が受理されませんので、地元の方との話

は、必ずすることになっています。そして、三田市三輪の分については、林地開発許可の関係の資料になりますが、平成29年の2月4日に、地元への説明をしていると聞いています。その時に、地元の方から「土砂の流出防止を徹底すること」と意見が出されており、事業者の方は、「そこは分かりました」ということになっています。それと、豊岡市出石町の太陽光パネルの方は、こちらも平成29年12月2日に、林地開発許可の関係で「濁水の流出防止をちゃんとするように、安全に工事をやりなさい」ということで、地元の方から要望が出ています。これも、事業者から「やります」ということで、それに添って事業がされていると理解しています。よろしくをお願いします。

○会長 はい、どうぞ。

○3番委員 今の二つについて、地元説明を行って、それぞれに要望があったということですが、よくありがちなのが、地元説明をしたというときに、どうしても自治会の代表等、ごく限られた方たちになると。聞かされた側も、「これは自分の一存で出来ない」ということがあると思います。ですから、私がお聞きしたのは、この辺の地元の方に聞いても「知らない」と言う方がいたのは事実ですから、そういう地元説明をするときに、より幅広く、しっかり時間をかけてやっていただくことを、事業者に行政として指導をしていただきたいと思います。それから、報告案件3と4のネスタリゾートの敷地内についてですけど、お聞きしたいのが、報告案件3では「太陽光発電設備の設置」、報告案件4では「宿泊施設・レジャー施設の設置」ということで、それぞれ変更をするということですけど、これも地元でお聞きしましたら、「ネスタリゾートと三木市との間で、10年間の協定書がある」ということで、当初土地を売った時に、用途について、例えば「最初は120床の特養を建てます」とか、そういう事業者が出てきたとか、いろいろあったんですけど。その協定書の内容で、次々とネスタリゾートさんの中で開発がされているみたいですけど、その10年間の協定書の内容と、今行われているレジャー施設の開発

も悪くは無いと思うんですけど、こういう風に、思いつきと言えばおかしいですけど、そういうことが許されるような協定書になっているのかどうかというのは、地元の方々が気にされていました。

○会長 はい、事務局お願いします。

○事務局 ネスタリゾートさんと三木市との間の協定書については、今内容が分からないので、お調べしてお返事させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○会長 よろしいでしょうか。

○3番委員 はい。

○会長 はい、他には。特にご意見がないようですので、報告案件については、過去の第54回審議会の議決どおり、当審議会として支障ないものとして取り扱いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

続きまして、情報提供としまして「森林地域の縮小案件」計2件分の報告を、事務局から説明をお願いします。

○事務局 続いて、情報提供案件についてご説明させていただきます。

資料3-1をお願いします。情報提供案件1「宍粟森林地域の縮小」です。場所は宍粟市一宮町で、国道29号と県道6号養父宍粟線の間に位置しています。太陽光発電施設の設置を目的として、令和元年9月26日に林地開発許可、令和2年9月30日に完了確認がされています。森林地域のみ指定されており、太陽光発電設備の設置により森林地域から白地地域となりますので、来年度の国土利用計画審議会でご審議いただく予定です。

続きまして、資料3-2をお願いします。情報提供案件2「朝来森林地域の縮小」です。場所は朝来市和田山町で、北近畿豊岡国道自動車道の南側に位置しています。残土処分場の設置を目的として、令和元年12月19日に林地開発許可がなされ、令和6年12月頃の完了予定となっています。森林地域のみ指定となっており、開発

工事完了後は白地地域となる可能性がありますので、ご報告させていただいています。白地地域ということで、令和7年度の国土利用計画審議会でご審議いただく予定です。以上で、情報提供案件2件、事務局からの説明は以上です。よろしくお願いします。

○会長 はい、ただいま事務局から情報提供がありました。ご質問、ご意見がありましたら、承りたいと思いますのでよろしくお願いします。はい、お願いします。

○1番委員 情報提供案件2「朝来森林地域の縮小」について、事業所の設置（残土処分場）は、朝来市が計画してやろうとしているものですか。それとも民間ですか。

○事務局 民間です。

○会長 よろしいですか。

○1番委員 はい。

○会長 いかがでしょう、他に何かご意見は。それでは、審議内容は以上ですが、諮問案件については、委員の皆様から説明資料に対して「丁寧で分かりやすい資料の作成に務めるように」との要望がありましたので、次回以降については、よろしくお願いします。以上をもちまして、本日の議題は終了しました。大変長時間に渡りまして、熱心に御審議いただきありがとうございました。

後の進行は、事務局にお返しします。

○事務局 会長、委員の皆様、ありがとうございました。

本日御審議いただきました土地利用基本計画の一部変更については、3月下旬に変更告示を行う予定としています。

それから、資料不足等、本日ご指摘いただいた点については、できるだけ速やかに対応したいと考えていますので、よろしくお願いします。

それでは、以上をもちまして、第66回国土利用計画審議会を閉会します。本日は、長時間に渡り、どうもありがとうございました。

(閉会 午後 0 時 6 分)